

付録 1

平成 5 年度において講じようとする
公害防止に関する主要施策

付録 1 は、
平成 5 年 5 月に発行されたものです。

目 次

第1章 基本的施策	507
第1節 環境行政の総合的推進	507
1. 新環境総合計画・公害防止計画の推進	507
2. 「環境保全条例（仮称）」の検討	507
3. 環境科学総合センター（仮称）構想の推進	507
4. 環境教育等の推進	508
(1) 環境月間等における府民啓発の実施	508
(2) 環境教育の推進	508
(3) 大阪府環境情報コーナーの充実等	508
5. 環境情報の活用	508
(1) 環境モニタリングシステムの整備	508
(2) 環境情報システムの整備	509
6. 環境保全に関する調査研究等の実施	509
(1) 公害監視センターの業務運営等	509
(2) 各試験研究機関における調査研究の実施	509
7. 環境影響評価と環境監視の実施	510
(1) 環境影響評価制度の推進	510
(2) 環境監視の強化	510
① 関西国際空港環境監視機構の運営	510
② 関西国際空港総合環境センターの運営	510
8. 環境保全基金の活用	510
第2節 地球環境保全への貢献	511
1. 地球環境問題の調査・研究の推進	511
(1) 助地球環境産業技術研究機構への参画	511
(2) UNEP（国連環境計画）国際環境技術センター（大阪）に対する支援・連携	511

(3) 環境庁国立環境研究所（地球環境研究センター）への共同研究 員の派遣	511
(4) 地球環境問題研究調整会議の運営	511
2. 酸性雨・酸性霧のモニタリングの推進	511
3. 国際環境協力（開発途上国への技術移転）の推進	511
4. 啓発等	512
(1) オゾン層保護対策等の推進	512
(2) 環境共生建築技術の調査研究の推進	512
第3節 土地利用の適正化に関する施策	512
1. 土地利用における公害防止の配慮	512
2. 土地利用現況調査の実施	512
第2章 公害防止等の諸施策	513
第1節 自動車公害対策	513
1. 自動車排出ガス対策の推進	513
2. 自動車騒音振動対策の推進	514
第2節 廃棄物対策	514
1. 産業廃棄物処理対策の推進	514
2. 一般廃棄物処理対策の推進	515
3. 最終処分場等の処理施設の確保	516
4. 埋立処分場の跡地利用	516
第3節 大気汚染対策・悪臭防止対策	516
1. 法律・条例に基づく規制	516
2. 大気汚染に係る環境保全対策の推進	517
3. 発生源常時監視システムの整備	518
4. 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施	518
5. 大気汚染現況調査等の実施	519
6. 悪臭対策の推進	520
第4節 水質汚濁対策	520

1. 法律・条例に基づく規制	520
2. 生活排水対策の推進	520
3. 大阪湾の水質保全対策の推進	521
4. 有害化学物質による水質汚染防止対策の実施	522
5. 水質汚濁の常時監視	523
6. 下水道整備の推進	523
7. 河川浄化事業の実施	524
8. 河川の管理等	524
9. 河川環境の整備	524
10. 港湾環境の整備	524
第5節 地盤環境保全対策	524
1. 地盤高保全対策の推進	524
2. 地下水質保全対策の推進	525
3. 土壌汚染対策の推進	526
第6節 騒音・振動・航空機公害対策	526
1. 法律・条例に基づく規制	526
2. 近隣騒音対策の推進	526
3. 騒音振動調査の実施	526
4. 大阪国際空港周辺環境対策の推進	527
5. 空港周辺整備機構に対する助成	527
第7節 農林・水産・畜産公害対策	528
1. 農林・水産・畜産公害対策の実施	528
2. 農業用水及び土壌汚染対策の実施	528
第8節 電波障害対策	529
第9節 被害救済等	529
1. 公害健康被害の補償等に関する法律の施行等	529
2. 公害に関する苦情・相談の処理	529
3. 大阪府公害審査会の運営	529

4. 公害関係事犯取締りの実施	529
第10節 助成と管理者制度	530
1. 工場の適正配置及び集団化の促進	530
2. 中小企業者に対する公害防止資金の融資	530
3. 公害防止技術の相談・指導	531
4. 市町村の公害防止行政に対する助成	531
5. 公害防止管理者等に係る業務の運営	531
第11節 環境保健対策	531
1. 健康被害に関する調査研究の実施	531
2. 食品等の安全確保対策の推進	532
3. 保健所における公害関連業務の実施	532
4. アスベスト対策の推進	532
第12節 自然環境保全対策	533
1. 法律・条例に基づく規制等	533
2. 自然環境保全対策の実施	533
第13節 歴史的文化的環境の保全	534
1. 法律・条例に基づく指導等	534
2. 歴史的文化的環境保全対策の実施	535
第14節 快適環境の創造	535
1. 水辺空間の整備	535
2. 市街地のみどりの拡充	536
3. 快適な都市生活空間の創造	537

第1章 基本的施策

第1節 環境行政の総合的推進

1. 新環境総合計画・公害防止計画の推進

産業型公害の規制はもとより、自動車排出ガスや生活排水等による都市・生活型公害の解決、更には、快適環境の創造や地球環境保全への貢献をも視野に入れた環境行政を展開するための指針である「新環境総合計画」（平成3年9月策定）の総合的かつ効果的な推進を図る。

また、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第19条の規定による大阪地域公害防止計画については、昨年度策定した第5次計画に基づき「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の適用を受ける事業を中心とする各種の公害対策事業及び公害防止関連事業の円滑な推進を図る。

2. 「環境保全条例（仮称）」の検討

「新環境総合計画」の推進を図るため、制定後20年を経過している現行の大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）を見直し、公害の防止はもとより、快適環境の創造や地球環境保全への貢献も視野に入れた「環境保全条例（仮称）」の制定について、大阪府公害対策審議会の意見をきき、検討を行う。

3. 環境科学総合センター（仮称）構想の推進

「環境都市・大阪」の実現を図るため、公害監視センターの機能を見直し、窒素酸化物汚染等、府域の環境保全はもとより地球環境保全にも貢献できる環境科学総合センター（仮称）の基本構想を策定する。

4. 環境教育等の推進

(1) 環境月間等における府民啓発の実施

6月の環境月間・瀬戸内海環境保全月間において、広く府民の環境保全意識の高揚を図るため、「環境フェア」その他の関連行事を実施し、集中的な啓発を行う。

また、地球環境保全をテーマとする「地球環境技術展（ニューアース'93）」に出展参加し、府の施策のPRに努める。

(2) 環境教育の推進

学校教育現場における環境教育を推進するため、高等学校教員向け環境教育手引書を作成・配布する。

また、環境保全リーダーを養成する「環境ゼミナール」の開催、水質保全シンボル生物（ホタル）育成事業や親と子の環境講座の実施等を通じて、地域における環境教育の取り組みを促進する。

(3) 大阪府環境情報コーナーの充実等

環境保全に関する情報を府民に提供・公開するために設置している「大阪府環境情報コーナー」において、引き続き資料等の収集整理を行い、機能の充実を図る。

また、「環境白書」やパンフレット「おおさかの環境」を刊行するほか、環境に配慮したライフスタイルのあり方の手引きとなるハンドブックを作成し、普及啓発に努める。

5. 環境情報の活用

(1) 環境モニタリングシステムの整備

環境汚染や自然破壊を早期に発見し、あるいはそれらの発生する可能性を予測し、適切な対策に結びつけるため、環境汚染の現況や自然環境に関する諸情報を体系的に把握する環境モニタリングシステムの整備を図る。

このため、大気、水質、騒音等の常時監視測定網の充実に努めるとともに、生物指標の導入等による環境の総合的かつ的確な把握手法について調

査、検討を進める。また、環境モニタリングの新しい手段として、環境の状況を広域的かつ即時的に把握できるランドサット等の地球観測用人工衛星等によるリモートセンシングデータを用い、環境影響評価制度及び快適環境創造等の施策推進に際して情報支援を行うシステムの開発に努める。

(2) 環境情報システムの整備

環境影響の事前評価や快適な環境の創造にむけての合理的な政策の決定と諸施策の推進、府民への広報に資するため、環境情報システムの整備を図る。

このため、地域環境に関する諸情報を体系的に蓄積整備する環境情報データベースや環境の現況解析・将来予測等を行う解析予測システムの拡充に努める。

6. 環境保全に関する調査研究等の実施

(1) 公害監視センターの業務運営等

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する公害試料の分析業務の充実を図るため、引き続き検査分析機器の整備と分析技術の向上に努めるとともに、市町村が行う検査分析業務に関する技術指導を行う。

(2) 各試験研究機関における調査研究の実施

産業技術総合研究所において、低NO_x化、排水処理など公害防止技術の開発等の調査研究を行う。

農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場等において、農林・水産及び畜産業関係の公害対策として、有害物質による農産物への影響や残留農薬、漁場環境等に関する調査研究を行う。

公衆衛生研究所において、環境汚染による健康被害、生態影響等に関する調査研究を行い、監視・予防体制の確立を図る。

7. 環境影響評価と環境監視の実施

(1) 環境影響評価制度の推進

環境汚染の未然防止を図り、良好な環境を確保するため、昭和59年2月に制定した「大阪府環境影響評価要綱」に基づいて、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業については、事業者環境影響評価を実施させ、地域住民や関係市町村長、あるいは学識経験者等の意見も聴取するなど、環境保全が図られるよう事業者を指導する。

また、審査に必要なデータの収集、解析予測方法などの技術的事項について引き続き調査・研究を進めるとともに、府域の環境関連諸情報を体系的に整備し、環境影響評価に係る現況把握等に利用するシステムの充実に努める。

(2) 環境監視の強化

① 関西国際空港環境監視機構の運営

関西国際空港とその関連事業の実施に伴い、環境面で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、知事と泉州9市4町の長により構成している本機構において、事業主体が実施する環境監視データ等をチェックし、必要に応じて対策を要請・勧告する。

② 関西国際空港総合環境センターの運営

南大阪湾岸整備事業、阪南丘陵開発計画に係る土砂採取事業については、関西国際空港建設事業と連携して、「関西国際空港総合環境センター」を活用し、総合的な環境監視を行う。

8. 環境保全基金の活用

府域の環境保全活動の充実を図るため、平成2年3月に設置した「大阪府環境保全基金」（平成5年3月現在、約14億2490万円）の運営に努め、その果実を活用して、環境教育の推進、地域環境保全活動の支援など環境保全に係る各種事業の充実、強化に努める。

第2節 地球環境保全への貢献

1. 地球環境問題の調査・研究の推進

(1) (財)地球環境産業技術研究機構への参画

地球環境問題に技術面で貢献するため、平成2年7月に設立した財団法人地球環境産業技術研究機構に職員の派遣を行い、「地球環境産業技術研究所」の設置を促進する。

(2) UNEP（国連環境計画）国際環境技術センター（大阪）に対する支援・連携

開発途上国等の環境問題を解決するために設置されたUNEP国際環境技術センター（大阪）を支援し、地球環境問題に取り組むため、平成4年1月に設立した財団法人地球環境センターに職員を派遣する。

(3) 環境庁国立環境研究所（地球環境研究センター）への共同研究員の派遣

地球環境研究センターに共同研究員を派遣し、地球環境問題に係る環境情報モニタリング手法、遠隔観測技術などの研究開発を行う。

(4) 地球環境問題研究調整会議の運営

平成2年10月に設置した「地球環境問題研究調整会議」を通じて、府立の大学や試験研究機関等の連携体制の強化を図り、地球環境問題に係る試験研究・技術開発に努める。

2. 酸性雨・酸性霧のモニタリングの推進

公害監視センターにおいて、関係機関と連携して、府域の酸性雨・酸性霧の実態及びその影響を把握するための調査を実施する。

3. 国際環境協力（開発途上国への技術移転）の推進

開発途上国の公害問題の解決を図るため、本府と友好交流関係にあるインドネシア東ジャワ州及び中国上海市等から環境保全に係る専門職員を受け入れる。

4. 啓発等

(1) オゾン層保護対策等の推進

1995年末には生産が全廃される特定フロン等を使用する事業者に対して「オゾン層保護法」の趣旨を周知するためパンフレットを作成、配布する。

また、公害監視センターにおいて温室効果ガス等の環境モニタリングを推進する。

(2) 環境共生建築技術の調査研究の推進

建築物が地球環境にどのような影響を与えているのかを整理したうえで、省エネルギー、省資源、新エネルギーの導入、緑化の推進等の観点から、どのような対策技術が府有施設に導入できるのかについて検討を進める。

第3節 土地利用の適正化に関する施策

1. 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定にあたっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

二色の浜の水質保全とその周辺河川及び大阪湾の汚濁防止並びに貝塚市及び周辺地域の都市機能の向上と生活環境の改善を図るため、二色の浜環境整備事業を推進する。

関西国際空港の建設・運用の支援・補完及び地域の環境改善を図るため、南大阪湾岸整備事業を推進し、空港と一体となったまちづくりを進める。

2. 土地利用現況調査の実施

大阪府国土利用計画（第二次、平成4年10月30日決定）の管理運営の一環として、農用地、森林、宅地など地目別の土地利用の現況を把握するため、市町村区域ごとに調査を行う。

第2章 公害防止等の諸施策

第1節 自動車公害対策

1. 自動車排出ガス対策の推進

- (1) 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、使用車種規制、自動車使用の合理化、低公害車の普及促進等を内容とする総量削減計画を策定し、窒素酸化物総量の削減を総合的、計画的に推進する。
- (2) トラック協会等の団体で構成する自動車排出ガス対策懇話会を運営し、事業所計画の業界団体全体への展開を促進する。
- (3) 庁内公用車への低公害車の計画的な導入を図るとともに、民間への普及拡大のため、「大阪電気自動車コミュニティーシステム事業」の推進、融資制度の拡充、助成制度の創設等を行う。
- (4) 「大阪自動車公害対策推進会議」において、通勤・通学自動車の使用自粛や貨物自動車の使用合理化等について、府民・事業者に対する啓発を強化するとともに、自動車排出ガスに係る技術診断により排ガス減少装置の整備等の徹底を図る。

また、自動車メーカーに排出ガス対策の強化を要請するとともに、国に対しては発生源対策の強化と併せて交通総量抑制のための総合都市交通対策の確立を要望する。
- (5) 違法駐車、交通渋滞及び自動車排出ガスによる大気汚染等の車社会対策の一環として実施する「ノーマイカーデー」の推進を図るため、「大阪自動車公害対策推進会議」においても、構成機関・団体の機関誌等を通じて、事業所に対する啓発活動を行う。

また、「ノーマイカーデー」実施日における交通量等の把握を行う。
- (6) 都市における交通公害等の各種障害に対処するため、都市総合交通規制を推進し、交通流の整序・円滑化、自動車交通総量の削減を図る。

- (7) 交通管制システムの高度化、地域制御エリアの拡大、信号機の系統化により、自動車の走行状態の改善を図る。
- (8) 自動車排出ガスによる大気汚染やエネルギー問題に対する意識の高揚を図るため、高校生等により製作されたソーラーカーレースと関連の展示会等からなるエコ・エナジー-OSAKA'93を開催する。

2. 自動車騒音振動対策の推進

- (1) 幹線道路については、交通の円滑化を図るため、秩序正しい車線走行や適正速度走行の定着化のための交通規制並びに各種交通安全施設の整備を図る。

また、生活道路については、安全で静穏な居住環境を確保するため、一方通行を基軸とした各種交通規制を総合的に組み合わせた生活ゾーン規制の一層の充実強化を図る。

- (2) 騒音・振動に影響が認められる整備不良・過積載車両等の指導取締りを強化する。
- (3) 自動車騒音・振動による障害を防止するため、道路管理者が行う防音壁の設置等、道路構造対策の促進を図る。
- (4) 国に対し、自動車騒音の許容限度の強化が早期に実施されるよう要望するとともに、市町村、関係機関が行う自動車騒音・振動対策の円滑な実施を図るため、その連絡調整に努める。

第2節 廃棄物対策

1. 産業廃棄物処理対策の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及び「大阪府産業廃棄物管理計画」（平成4年3月策定）に基づき、次の施策を推進する。

- (1) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化するとともに、

産業廃棄物の減量化の推進等に努める。

- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により新たに規定された特別管理産業廃棄物について、適正処理を推進するとともに、多量排出事業者に対する指導方策を検討する。
- (3) 「廃棄物アセスメント制度」の実施について、関係業界との協議・調整を行うとともに、学識経験者で構成する推進委員会の意見等を踏まえ、円滑な推進を図る。
- (4) 産業廃棄物情報管理システムを拡充し、新たに事業者、関係機関等への廃棄物情報提供システムを開発し、ウェイトデータバンクとして整備を図る。
- (5) 産業廃棄物処理施設の整備の促進や優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、債務保証、起業化助成等の事業振興措置を行う(助産業廃棄物処理事業振興財団(平成4年12月3日設立)に対して、国、都道府県等とともに基金への拠出を行い、産業廃棄物の適正処理の確保に資する。

2. 一般廃棄物処理対策の推進

- (1) 市町村が行う一般廃棄物の適正な処理を推進するため、廃棄物処理施設の整備等に対して技術的、財政的援助を行うとともに、市町村の「一般廃棄物処理基本計画」の策定に対して技術的援助を行う。
- (2) 府、市町村、事業者、住民及び学識経験者で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、廃棄物の減量化・リサイクルのための調査、研究を進めるとともに、キャンペーンの実施等啓発を強化する。
- (3) 再生資源の回収ルートを確認するため、府・市町村で協議会を設置し、再生資源業者に対する研修事業や事業者・府民に対するリサイクル製品の普及啓発事業を実施する。

3. 最終処分場等の確保

- (1) 堺第7-3区において(財)大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として土砂、がれき、無害の汚でい等の埋立処分を実施するとともに、同区内の大阪産業廃棄物中間処理センターにおいて、有害汚でい等の中間処理を実施する。

なお、これらの事業の円滑な推進を図るため、同公社に対し、必要な技術的援助を行う。

- (2) 関係府県、府下市町村等と協力し、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体として環境保全に十分留意しつつ、広域処理場整備事業（フェニックス事業）の推進を図る。

4. 埋立処分場の跡地利用

堺第7-3区埋立処分場のうち、既に竣工した部分の一部(15.5ha)を「みなと堺グリーンひろば」として府民がスポーツ・レクリエーション活動に利用できるよう開放する。

また、廃棄物処理事業との調和を図りつつ府民の利用を促進するため、堺第7-3区暫定利用計画に基づくスポーツ施設等基本計画を策定する。

第3節 大気汚染対策・悪臭防止対策

1. 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、大阪府公害防止条例及び「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排出基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乘せ条例」という。）に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制事務を円滑に進めるため、市町村に対し指導する。

2. 大気汚染に係る環境保全対策の推進

大阪府新環境総合計画に基づく環境保全目標を維持・達成する等、大気環境を保全するため、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、硫酸酸化物等について次の対策を推進する。

(1) 窒素酸化物対策の推進

窒素酸化物による大気汚染を防止するため、関係工場・事業場に対して、総量規制基準等規制基準の遵守徹底を指導するとともに、「固定発生源に係る窒素酸化物削減指導方針」及び「固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱」に基づき、より一層の排出量の削減指導を行う。

中小固定発生源対策として、使用燃料のクリーンエネルギー化、省エネルギーの指導を引き続き行うとともに、「大阪府低NOx 機器普及促進方針」（平成3年4月1日施行）に基づき、ボイラーについて低NOx 機器の普及・促進を図る。

群小発生源対策として「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」（平成2年4月1日施行）に基づき、業務用建築物が集中している地域における大気汚染の防止を図るため、大規模建築物の建築、再開発事業等に対する地域冷暖房システムの適正な導入を指導する。

また、二酸化窒素濃度が高くなる冬期に窒素酸化物の排出抑制を図る「季節大気汚染防止対策」を推進し、12月を「大気汚染防止推進月間」と定め各種キャンペーン活動を行う。

さらに、窒素酸化物排出量の一層の抑制を図るため、窒素酸化物削減方策について検討を行う。

(2) 光化学オキシダント対策の推進

光化学オキシダントの発生の予測及び防止対策に資するため、常時監視システムによる環境濃度の測定データ等を利用して発生機構の解明に努める。

また、光化学オキシダントの原因物質のひとつとされている炭化水素類の大気中への排出を抑制するため、関係工場・事業場に対して、排出基準、

設備基準の遵守を指導するとともに、光化学オキシダントの発生防止に着目した炭化水素類の有効な排出抑制方策について調査・検討を行う。

(3) 浮遊粒子状物質対策の推進

浮遊粒子状物質による大気汚染を防止するため、関係工場・事業場に対して、ばいじんの規制基準の遵守徹底を指導する。

(4) 硫黄酸化物対策の推進

硫黄酸化物による大気汚染を防止するため、関係工場・事業場に対して、総量規制基準等規制基準の遵守徹底を指導する。

(5) 有害物質対策の推進

有害物質による大気汚染を防止するため、関係工場・事業場に対して、規制基準の遵守を指導する。

また、府公害防止条例の規制対象物質や規制基準の見直しを含め、未規制有害物質の規制方策について検討を進める。

3. 発生源常時監視システムの整備

大規模な工場・事業場に対して発生源常時監視システムを活用し、窒素酸化物排出量等の常時監視を行い、総量規制基準等の遵守徹底を図る。

(参考) 大気汚染発生源常時監視システム整備状況

(平成5年3月31日現在)

中央局	端末機	工場・事業場数
府公害監視センター	大気課・泉州分室	37

4. 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施

大気汚染常時監視システムを活用し、大気汚染状況について迅速かつ的確な常時監視を行うとともに、大気汚染緊急時には、法・条例に基づき、光化学スモッグ注意報等の発令を行う。

注意報等の発令時における緊急時措置として、関係工場・事業場に対する

排出ガス量の削減等の要請を行い、措置状況について立入調査等を実施する。
また、速やかに市町村等関係機関へ連絡を行うとともに、府民への周知徹底
や自動車の運行自粛の呼びかけを行う。

(参考) 大気汚染測定網整備状況

(平成5年3月31日現在)

設置主体	区分	測定局数〔府公害監視センターに 常時収集している局数〕			大気汚染 測定車等 (台)
		一般環境 測定局	自動車排出 ガス測定局	気象測定局 (高所局舎)	
大阪府		18 (18)	12 (12)	1 (1)	1
政令委任市(注-1)		37 (31)	24 (3)	1 (1)	2
要綱市町(注-2)		12 (1)	0	0	0
一般市町(注-3)		19 (0)	1 (0)	2 (0)	3
合計		86 (50)	37 (15)	4 (2)	6

(注-1) 大気汚染防止法に定める政令委任市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市及び東大阪市)を示す。

(注-2) 大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱第2条で、常時監視を行うものとされている市町で政令委任市を除く市町(高石市及び岬町)

(注-3) 政令委任市及び要綱市町以外の市町村を示す。

5. 大気汚染現況調査等の実施

大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を把握するため、次の諸調査を実施する。

- ① 燃料・原料使用状況調査(調査対象工場・事業場は約5,000、うち大阪市内分は大阪市が分担して実施)
- ② 石綿モニタリング調査(府下3ヵ所において、石綿の環境濃度調査を実施)
- ③ 微小粒子濃度等通年実測調査(今後の浮遊粒子状物質対策の基礎資料を得ることを目的に、府下2地点において、一般環境大気における粒子状物質の濃度を粒径別に測定し、成分について比較検討する。)
- ④ 酸性雨・酸性霧に関する調査研究(市町村の協力を得て、府下46地点で

広域調査、府立大学の協力を得て金剛・生駒山系での高度別調査を実施。
また、コンクリート構造物への影響調査を産業技術総合研究所の協力を得て実施する。)

- ⑤ 光化学スモッグに関する調査研究（光化学オキシダントに対する感受性が高いアサガオを用いたモニタリング手法確立のための植物影響調査に加え、光化学スモッグによる農作物影響について調査を実施する。）
- ⑥ 浮遊粉じん環境調査（測定点は浮遊粉じんについては8地点、うち大阪市内の2地点は大阪市が実施。浮遊粒子状物質については6地点）
- ⑦ 緑地の環境保全機能総合調査（人工衛星を用いて府域の緑環境を解析し、都市域のヒートアイランド現象緩和等の緑の環境保全機能のマクロ解析を行う。農林技術センター、府立大学と共同研究）

6. 悪臭対策の推進

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の遵守徹底を図るため、市町村担当職員の研修及び悪臭防止技術の普及・啓発等を実施するとともに、法で定める悪臭物質以外の悪臭や、多数の悪臭物質からなる複合臭に対処するため、人の嗅覚により悪臭を評価する方法として、官能試験法（三点比較式臭袋法）が市町村に円滑に導入されるよう指導に努める。

第4節 水質汚濁対策

1. 法律・条例に基づく規制

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）、大阪府公害防止条例及び上乗せ条例に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

2. 生活排水対策の推進

公共用水域の水質汚濁原因の約8割を占める生活排水対策として、下水道

をはじめ農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの施設整備の促進を図るとともに、家庭での取組み等の啓発を行う。

(1) 生活排水対策重点地域の指定等

水質汚濁防止法に基づき、「生活排水対策重点地域」として、平成3年8月に府下で初めて河内長野市全域を指定し、さらに、平成4年3月には八尾市・東大阪市の全域、柏原市の一部を指定した。

本年度は、重点地域各市に対して指導を行っていくとともに、今後指定を必要とする地域について、関係市町村と協議を行い、生活排水対策の計画的な推進を図る。

(2) 水辺とそこに住む生物の観察会推進事業

府民が水辺に生息する生き物を観察し、河川の水質保全の重要性を認識する機会として、市町村が主催する「水辺とそこに住む生物の観察会」に対し支援を行う。また、より多くの府民が自ら観察を行えるように冊子「リバー・クエスト（ガイド編）（マップ編）」を発行する。

(3) ホタル育成事業

府民による水質保全への主体的な取り組みを広げるため、地域の快適環境のシンボルとして、ホタルを河川に放流し、育成する。

3. 大阪湾の水質保全対策の推進

(1) 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進

水質汚濁防止法第4条の3の規定により平成3年3月に策定した、第3次「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」（平成3年大阪府告示第362号）に基づき、下水道の整備や合併処理浄化槽の導入指導等の生活排水対策を重点的に進めるとともに、平成3年4月に改定強化した指定地域内事業場に係る総量規制基準の遵守指導を行う。

(2) 富栄養化防止対策の実施

赤潮発生等大阪湾における富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の4の規定により策定

した、第3次「^{りん}磷及びその化合物に係る削減指導方針」（平成3年大阪府告示第611号）に基づき、産業排水対策として、^{りん}磷処理施設の導入等を指導するとともに、生活排水対策として、下水道など生活排水処理施設の整備等に加え、合成洗剤対策推進要綱に基づき、石けん等無^{りん}磷洗剤の使用や洗剤使用の減量化について指導啓発を行う。

(3) 水質浄化対策の推進

大阪湾の環境基準の達成や富栄養化状態の解消を目指して、水質汚濁メカニズムを解析し、CODをはじめ窒素、^{りん}磷の効果的な削減方策を検討する。

(4) 大阪湾臨海部の水環境の創造

大阪湾ベイエリアの開発整備にあたり、水際を活かした快適な都市空間を創造するためには、大阪湾全体の水質改善を進めるほか、臨海部における水質改善対策や、開発における環境影響の軽減、親水空間の創出が必要であることから、沿岸水域における効果的な水質改善手法や沿岸陸域における水環境創造手法について、調査・検討を行う。

4. 有害科学物質による水質汚染防止対策の実施

(1) 有機塩素系化学物質等による水質汚染防止対策の実施

トリクロロエチレン等の有機塩素系化学物質による河川水等への水質汚染を防止するため、これらの物質を使用する水質汚濁防止法の対象事業場等に対し、排水規制を行うとともに、適正な使用・管理の指導を行う。

また、平成5年3月に追加された環境基準項目について排水規制の実施に向け、それらを使用する工場・事業場の排出実態等の調査を行う。

(2) ゴルフ場使用農薬による水質汚染防止対策の実施

ゴルフ場に散布された農薬等の場外流出を監視するため、「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」に基づき、ゴルフ場を指導するとともに、ゴルフ場の排水口を中心に水質検査を行う。

5. 水質汚濁の常時監視

(1) 公共用水域の常時監視

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、「公共用水域の水質測定計画」に基づき、98河川 138測定地点並びに海域21測定地点において、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の監視・測定を行う。

平成5年3月に水質汚濁に係る環境基準が改正され、健康項目が大幅に追加されたことに伴い、これら項目について監視・測定を開始する。

(2) 水質テレメータ監視システムの整備

一定規模以上の工場・事業場に設置される自動計測器及び河川の水質自動観測局のデータを集中監視する水質テレメータ監視システムを計画的に整備し、水質の監視を行う。

(参考) 水質テレメータ監視システム整備状況

(平成5年3月31日現在)

中央監視局	副監視局	発生源測定局	環境水質測定局
環境局泉州分室	水質課	65局	6局

6. 下水道整備の推進

府民の生活環境の改善、市街地における浸水被害の解消、公共用水域の水質保全をめざし、引き続き猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、寝屋川、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業に対し事業推進の指導を行い、下水道整備を促進する。

7. 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、河川浄化事業として神崎川・寝屋川及び平野川等において汚泥のしゅんせつを行う。また、大和川の水質汚濁対策として、西除川で薄層流浄化を実施する。

8. 河川の管理等

河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、河川パトロールに加えて、河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに、防護柵の設置を推進する。

また、河川へ流出した工場廃油等に対処するため、府土木事務所、治水事務所及び工営所において、オイルフェンス等による河川の汚濁防止措置を講じる。

なお、府民の河川への理解と愛護精神の高揚を図るため、河川愛護月間を設けて啓発活動を行う。

9. 河川環境の整備

河川敷内に堆積又は水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

10. 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

第5節 地盤環境保全対策

1. 地盤高保全対策の推進

(1) 法律・条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取の規制及び地下水採取の実態を把握するとともに、規制対象

の事業場の新規採取にあたっては、適正量の採取を指導する。

(2) 地盤沈下状況等の調査の実施

府下の地盤沈下の状況を把握するため、引き続き水準測量調査（観測点 250 点）を実施するとともに、観測所（19カ所）において地下水位及び地盤沈下量の観測を行う。

また、地盤沈下を起こさない範囲で地下水を採取する、いわゆる安全揚水量を解明し地下水の管理手法の確立に資するため、地下水の採取実態を調査する。

(3) 都市河川地盤沈下対策事業の実施

地盤沈下により排水機能が低下し、かつ護岸が老朽化している古川の改修を推進し、治水レベルの向上を図る。

(4) 工業用水の供給

北摂地域、東大阪地域及び泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、工業用水道による工業用水の安定供給に努める。

2. 地下水質保全対策の推進

(1) 法律に基づく規制

トリクロロエチレン等の有害化学物質による地下水汚染を防止するため、これらの物質を使用する水質汚濁防止法の対象事業場に対し、適正な使用・管理の指導を行う。

(2) 地下水質の常時監視

府下の地下水質の汚濁状況を常時監視するため、「地下水質測定計画」に基づき、府域 143地点について、水質汚濁防止法で規定するトリクロロエチレン等有害物質を対象に、関係行政機関と協力して計画的に地下水質の監視測定を行う。また、平成 5 年 3 月に追加された環境基準項目についても監視・測定を開始する。

なお、監視結果により汚染が懸念される地区については、その周辺地区の詳細な調査を実施し、飲用井戸の衛生確保を図るとともに、工場・事業

場に対し、地下水汚染防止のための規制・指導に努める。

3. 土壌汚染対策の推進

土壌汚染の原因となる有害物質等の地下への漏洩、河川等への流出、大気への飛散及び廃棄物の不適正な処理等を防止するため、関係諸法令による規制及び指導の徹底を図るとともに、平成3年8月に告示された「土壌の汚染に係る環境基準」の趣旨の徹底を図るため、事業者等に対する啓発を行う。

また、土壌汚染の環境影響に対する知見の収集に努める。

第6節 騒音・振動・航空機公害対策

1. 法律・条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び大阪府公害防止条例に基づく騒音・振動に係る規制事務を円滑に進めるため、市町村に対する指導の充実、担当職員の技術研修の充実等により工場・事業場等に対する規制、指導の徹底を図る。

また、都市計画法、建築基準法の改正に伴い、法及び条例の規制地域のあてはめについて実態調査を行う。

2. 近隣騒音対策の推進

市町村や関係機関と協力して、生活騒音の防止に関し、ビデオ教材「音とわたしたちの暮らし」（昭和62年度作成）を活用した騒音教育やリーフレットの配布等各種の啓発活動を実施するとともに、カラオケ騒音規制の徹底、拡声機騒音等の防止強化に努める。

3. 騒音振動調査の実施

(1) 環境騒音モニタリング調査

府域における環境騒音の現況を統一的に把握するため、市町村が実施し

た測定結果を解析し取りまとめ、環境影響評価等の資料として活用する。

(2) 鉄軌道騒音振動対策実態調査

府域の一般鉄軌道沿線における騒音振動の実態調査を行う。

4. 大阪国際空港周辺環境対策の推進

大阪国際空港の周辺環境対策として次の措置を講じる。

- (1) 大阪国際空港周辺緑地の整備を進めるため、利用緑地区域の告示日後建物の移転補償を行うとともに、同区域の施設配置計画について検討する。
- (2) 移転跡地等を利用して地元市が行う周辺環境基盤施設整備事業に対し国と共に補助する。
- (3) 大阪国際空港周辺地域において、航空機騒音による障害を軽減するため、周辺市が整備した共同利用施設の空調設備の機能回復工事に対し、国と共に補助する。
- (4) 航空機騒音防止対策として関係市が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- (5) 国又は府による移転補償を受けて住宅等を移転する者が、それに要する資金を金融機関等から借り入れた場合に、その利子の一部を補給する。
- (6) 空港周辺地域の営業者に対し、移転及び経営改善の資金をあっせん融資し、その利子の一部を補給する。
- (7) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- (8) 住宅の移転者に対して府営住宅への優先入居を行う。
- (9) テレメータシステムによる航空機騒音の常時測定を行うほか、必要に応じて航空機騒音等の実態調査を実施する。
- (10) 航空機騒音の常時監視システムの更新について検討する。

5. 空港周辺整備機構に対する助成

空港周辺整備機構に対し、職員を派遣して執行体制の強化を図るとともに

次の助成を行う。

- (1) 民家防音工事及び民家防音工事に伴い設置された空気調和機器（エアコン等）の機能回復工事に対する補助
- (2) 固有事業に対する資金の貸付け等

第 7 節 農林・水産・畜産公害対策

1. 農林・水産・畜産公害対策の実施

- (1) 農林・水産及び畜産業関係の公害対策として、前年度に引き続き次のような調査研究及び事業を行う。
 - ① 有害物質による農作物等への影響に関する調査研究
 - ② 残留農薬に関する調査研究
 - ③ 漁場環境等に関する調査研究
 - ④ 家畜ふん尿の処理技術に関する調査研究
- (2) 漁場環境について調査船等により監視を行う。
- (3) 地域の実情に即した畜舎環境保全施設の整備を計画的に推進する市町村等に対し助成を行う。
- (4) 水産生物の生息環境悪化や漁場操業の障害となる海底・海中のゴミ類の除去、あるいは、流出油や赤潮による漁業被害の防止など漁業環境保全対策事業を実施する。
- (5) 農業の有する環境保全機能を向上させるとともに、化学肥料の使用削減を図るなど環境に対する負荷の軽減対策を実施する。

2. 農業用水及び土壌汚染対策の実施

都市排水の増加により農作物被害が増加している区域の水源転換、水質浄化、用排水分離水路の新設、改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、ため池の水質浄化に関する総合的調査研究、重金属等の有害物質による土壌及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

第 8 節 電波障害対策

電波受信障害については、府営住宅の建設等による電波受信障害に対処するため共同アンテナの設置を行う等、必要な措置を講じる。

第 9 節 被害救済等

1. 公害健康被害の補償等に関する法律の施行等

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第 111号）に基づく認定患者が死亡した場合、関係市と共にその遺族に対し見舞金を支給する。また、関係市等と連携を図りながら、低公害車の普及や大気浄化の植樹など健康被害予防事業の円滑な実施に努める。

2. 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、庁内関係各課、府の各保健所、府警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

3. 大阪府公害審査会の運営

公害紛争処理法（昭和45年法律第 108号）に基づいて設置された大阪府公害審査会において、継続中の調停事案の手続を進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合にはその適正な処理に努めるなど、公害紛争の迅速かつ適切な解決に努める。

4. 公害関係事犯取締りの実施

府民の健康を害し、また日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる水質汚濁、廃棄物等公害関係事犯については、関係行政機関との密接な連携のもとに積極的な取締りを実施する。

第10節 助成と管理者制度

1. 工場の適正配置及び集団化の促進

公害を抜本的に解決するためには土地利用の適正化を図る必要があるが、特に工場と住宅の混在により発生する公害を防止するため、次の諸施策を講じることにより、引き続き工場の適正配置及び集団化を促進する。

- (1) 環境事業団等の資金を利用して集団設置建物、工場移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。
- (2) 市町村又はその開発公社が公害防止対策事業等の用地を先行取得する場合に、必要な資金を融資する。
- (3) 財団法人大阪府中小企業団地開発協会が行う中小企業団地の造成・分譲事業を促進する。
- (4) 住工が混在している地域から工場適地や工業専用地域等へ工場等を移転しようとする場合に必要な資金を融資する。

2. 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

融資目標額 8億8千万円

融資限度額 4,000万円（工業専用地域等への工場移転及び事業協同組合等に対しては、8,000万円）

無担保融資 600万円

融資期間 有担保10年、無担保7年以内

- (2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業等に対し、中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）に基づく中小企業高度化資金の貸付を行う。
- (3) 中小企業設備近代化資金貸付のうち、公害防止設備に係る貸付については、一定期間申込みができるよう便宜を図る。
- (4) 中小企業設備貸与事業等の実施に当たり、中小企業者に対する公害防止

設備の貸与を積極的に進める。

3. 公害防止技術の相談・指導

府立産業技術総合研究所において、公害防止技術についての相談・指導を行うほか、公害防止の技術指導を必要とする企業への実地指導を行う。

4. 市町村の公害防止行政に対する助成

(1) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づき事務を委任している市町村に対し、交付金を交付する。

(2) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づき、下水道事業・一般廃棄物処理施設等を整備する市町村に対して、市町村施設整備資金貸付金を貸付ける。

5. 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

第11節 環境保健対策

環境汚染から府民の生命と健康を守り、健康被害の未然防止を図るため、環境行政と保健医療行政の連携を一層強化し、総合的な環境保健施策を推進する。

1. 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の助言を得て、次の調査研究を行う。

(1) 大気汚染が人の健康に与えている影響の実態を把握するため、引き続き

複合大気汚染の健康影響に関する疫学的調査研究を実施する。

- (2) 光化学スモッグによる健康被害の実態を把握するため、必要に応じて緊急調査班を編成して現地調査を行う。
- (3) 環境汚染による健康影響の監視、予防体制の確立を図るため、引き続き調査検討を進める。

2. 食品等の安全確保対策の推進

食品の安全を確保するため、食品関係営業施設に対して、立入検査及び食品、添加物、器具、容器包装等の収去検査を実施し、適切な指導を行うとともに、食品の監視、試験検査機能の充実に努める。

また、魚介類等の食品及び容器包装中のPCB、野菜・果物等の残留農薬、玄米中のカドミウム、魚介類中の水銀について検査を継続し、基準値あるいは規制値を上回る食品の流通防止を図る。

さらに、輸入牛肉及び穀類等5種類の輸入農産物について、残留農薬の検査を実施し、その安全確保に努める。

3. 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から公害に係る苦情相談、地域の特性に応じた環境汚染による人体影響に関連する各種の調査、衛生教育等を実施する。

4. アスベスト対策の推進

大阪府アスベスト対策検討委員会を運営し、アスベストに関する施策の調整、検討を図るとともに、大阪府アスベスト対策基本方針に基づき総合的対策を推進する。

第12節 自然環境保全対策

1. 法律・条例に基づく規制等

自然環境の保全を図るため、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）等の規定に基づき、規制地域内において開発行為等を行おうとする者に対し、規制・指導を行う。また、大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定・保全並びに都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地保全地区の指定・保全に努めるとともに自然環境保全指導員制度を適正に運用し、自然環境の保全と回復の状況を把握し、必要な指導に努める。

また、大阪府自然海浜保全地区条例（昭和56年大阪府条例第2号）に基づいて自然海浜保全地区の保全に努める。

2. 自然環境保全対策の実施

自然環境の保全と回復を図るため、次の諸施策を実施する。

- (1) 自然に親しみ、自然を学ぶ場を府民に提供するため、金剛生駒国定公園において、府民の森園地の施設の充実を図るとともにダイヤモンドトレイル等の自然歩道の再整備を行う。また、明治の森箕面国定公園においても、自然研究路等の整備を行う。
- (2) 府下のみどりの現況調査と、緑地や森林が持つ環境保全機能等の評価分析を行い、府の緑化施策、自然環境保全施策に活用する。
- (3) 府民の森林に対する多様なニーズを踏まえて、森林利用拠点を整備するとともに、これらを自然歩道によりネットワーク化する環状自然歩道を整備することにより、三山系の森林の総合的な利用を推進する。
- (4) 多様で活力ある森づくりをすすめるための各種森林造成事業を行うほか、保安林整備計画により指定された保安林の機能強化を図るため、保安林整備推進事業等を実施する。

- (5) 第7次鳥獣保護事業計画（平成4～8年度）に基づき、野性鳥獣の適正な保護管理を図るとともに、狩猟の適正化に努める。
また、野性鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区における生息環境を改善するとともに、農作物の被害を防止することにより、鳥獣保護区の質的充実をはかる。
- (6) 水産資源の維持培養を図るため、魚礁等の設置により、漁場の造成を行う。また、平成3年4月に開設した栽培漁業センターを中心に「つくり育てる漁業」を推進するとともに、魚介類の種苗生産技術、開発研究等を行う。
- (7) 体験放流の実施等、府民に水や魚とのふれあいの機会を積極的に提供し、それを通じて内水面の水産資源の保護・培養及び水質保全の意識向上を図る。
- (8) 自然海浜保全地区（岬町の長松地区及び小島地区）の保全と適正な利用の促進を図るため、海浜環境の整備、啓発等に努める。

第13節 歴史的文化的環境の保全

1. 法律・条例に基づく指導等

文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）の規定に基づき、特に重要な歴史的文化的遺産については、重要文化財や史跡、名勝等に指定し、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示を行うとともに、埋蔵文化財包蔵地域内において開発行為等を行う者に対する指導等を行う。

また、文化財保護指導員を置き、文化財所有者その他関係者に対し、文化財の保護に関する必要な指導及び助言を行うとともに、地域の住民に対し文化財保護思想の普及、啓発活動を通じて歴史的文化的環境の保全の必要性についての周知、啓発を図る。

2. 歴史的文化的環境保全対策の実施

歴史的文化的環境を保全するため、次の諸施策を実施する。

- (1) 国宝、重要文化財等の国（府）指定の文化財について、保存修理や防災施設の整備等に対し助成する。
- (2) 地域における歴史的文化的環境の核として重要な史跡等については、市町村の行う公有化事業や環境整備事業に対し助成を行う。
- (3) 埋蔵文化財包蔵地内での開発工事について、事前に開発関係者と文化財保存について協議を行い、文化財が不用意に失われることのないよう行政指導を進める。
- (4) 地域開発事業の進展に伴い破壊のおそれのある埋蔵文化財包蔵地等について事前に発掘調査、範囲確認調査等を行うとともに、文化財総合調査を行い資料の整備・保存を図る。
- (5) 発掘調査において出土した多数の遺物を計画的に整理し、泉北考古資料館、弥生文化博物館において展示・公開し、府民の歴史的文化的遺産についての認識を深める。
- (6) 市町村が設置する歴史民俗資料館等については、その建設費に対し助成を行う。
- (7) 一須賀古墳群の主要部29万㎡を府民に歴史・文化に親しむ場として保存・公開している「近つ飛鳥風土記の丘」の再整備を図るとともに、近つ飛鳥の中核的な文化施設として「近つ飛鳥博物館（仮称）」を建設する。
- (8) 池上曽根遺跡を史跡公園とするために、和泉市、泉大津市が進める池上曽根遺跡整備計画について指導し、助成を行う。
- (9) 歴史的町並みを有する地区の歴史的環境の保存に努める。

第14節 快適環境の創造

1. 水辺空間の整備

- (1) 河川空間に広場や緑道などを設け、有効に利用するため、国営淀川河川

公園、石川河川公園や神崎川等の河川環境の整備をすすめる。

- (2) うるおいのある岸辺景観を創造するため、「ふれあいの岸辺整備計画」に基づき、堂島川・大川等で景観と調和した護岸築造、壁面修景等を行うほか、神崎川、寝屋川、恩智川等で遊歩道整備、垂直緑化等を行う。
- (3) 自然環境、景観、親水性の向上、治水、防災等総合的な視点から、河川環境整備を図る「石川あすかプラン」や「安威川水と緑の回廊計画」等を推進する。
- (4) 「オアシス構想」を推進し、ため池を水と緑あふれる府民のオアシスとして総合的に整備するほか、府民主体の快適環境づくりを進めていく。

2. 市街地の緑の拡充

- (1) 市街地における緑の拠点を創造するため、第5次都市公園整備5ヵ年計画に基づき、錦織公園、大泉緑地など、府営公園の整備を推進する。
- (2) 府営公園が府民の魅力をひきつける花と水、緑豊かなアメニティ空間となるようそれぞれの公園の個性をいかしながら整備をすすめる「愛パーク大阪」事業を実施する。
- (3) 花に憩い、花に学び、花で交流する府民開放型施設として河内長野市に設置した「大阪府立花の文化園」を管理運営する。
- (4) みどりの景観に重点をおいた緑被率・緑視率の向上と、維持管理の省力化を図る効果的な植栽方法の基本を定めた「施設緑化10カ条」に基づき、庁舎、府営住宅等の緑化を推進する。
- (5) 道路景観の向上を図るため、従来の街路樹に加えて、花木や草花等の植栽により街路樹の再整備を行うフラワーリング・ロード21事業を推進する。
- (6) 緑化スペースのない市街地における新しい都市緑化の一手法として、建築物等の外壁やブロック塀及び河川の高擁壁護岸にツタなどを植栽する垂直緑化の普及に努める。
- (7) 市町村が行う都市緑化計画に基づく線的・面的な都市緑化事業に対して、「彩りの街」整備事業として助成を行う。

- (8) 府民が身近に利用できる児童公園や近隣公園をはじめ、総合公園等の都市公園の整備促進を図るため、市町村に対して補助をおこなう。
- (9) 府営住宅の良好な住環境の確保を図り、居住者の団地に対する愛着とふるさと意識の高揚に資することを目的として、緑化に関する指導と援助をおこない、団地周辺的环境等を考慮し調和のとれた緑化をすすめる。
- (10) 工場の緑化を推進するため、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づき、緑地面積の確保を指導するとともに、工場緑化用樹木の無償配付等府下工場に対する緑化思想の普及啓発、緑化推進のための助言・指導を実施する。
- (11) 市街地緑化の推進と良好な自然環境の保全を図るため、「大阪みどりの基金」の運用益を活用し、鉄道敷など公共的空間や民間施設の緑化に対する助成やみどりのトラスト運動の展開など多様な施策を推進する。
- (12) みどりの景観や街づくりに貢献するなど、今後の施設緑化のモデルとなる優れた施設を表彰する「大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）」を通じて、市街地の緑化の促進を図る。
- (13) 府民の緑化意識の高揚を図るため、今年4月に高槻市において、第41回大阪府植樹祭を開催するほか、関連事業を実施する。また、施設緑化の指導・相談等の拠点施設として緑化センターの適正な運営に努める。
- (14) 地域住民が協同して行う緑化及び公共施設の緑化に対して緑化樹の無償配付を行い、みどり豊かなまちづくりを進める。

3. 快適な都市生活空間の創造

- (1) 平成4年11月に設置した「美しい景観づくり府民会議」において、世界都市大阪にふさわしい風格を備えた都市景観づくりと、うるおいとやすらぎがある生活の場としての身近な景観づくりのための検討をすすめる。また市町村と協力して、府まちづくり推進事業や大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）の活用、建築コンペによるまちづくりなど府民参加の都市景観づくりを進める。

- (2) 建築美観誘導マニュアルの活用により建築美観の誘導を促進するとともに、市町村の景観マスタープランづくりに対して助成する。また、都市施設について色彩マニュアル等を活用し、都市全体の景観向上をはかるとともに、屋外広告物の規制・指導、電線・電話線等の地中化を進めるなど美しいまちなみの形成をはかる。
- (3) 大阪市内の主要河川を対象に、河川空間を活かしたまちづくりの推進に向けて、リバーフロント整備のグランド・デザインの策定を目指す。
- (4) 市街地の既存府有施設のオープンスペースを道路等の公共施設と一体的に活用し、「憩いと潤いのある場」を提供するため、ポケットパークを整備する。
- (5) 府営住宅の建設において、入居者のみならず周辺住民も利用できる緑豊かな「ふれあい広場」を整備し、快適な居住空間を形成するとともに、既存府営住宅においては、外壁のデザイン化、緑化、コミュニティ道路の整備、テレビアンテナの共聴化等を複合的に組み合わせることで整備・改善することにより、府営住宅内と周辺地域との街としての一体化をすすめ、地域景観の向上を図る。

付録 平成5年度 公害関係当初予算（関連事業を含む）一覧

(1) 部局別

（一般会計）

（単位：千円）

部 局 名	平成5年度	平成4年度	増 減
環 境 保 健 部	4,805,638	4,565,529	240,109
商 工 部	2,350,988	3,492,449	△ 1,141,461
農 林 水 産 部	5,723,618	4,167,764	1,555,854
土 木 部	115,620,495	111,755,739	3,864,756
建 築 部	917,996	1,255,316	△ 337,320
教 育 委 員 会	6,112,663	3,117,956	2,994,707
公 安 委 員 会	1,941,806	1,564,430	377,376
合 計	137,473,204	129,919,183	7,554,021

（特別会計）

（単位：千円）

部 局 名	平成5年度	平成4年度	増 減
総 務 部	1,600,000	1,000,000	600,000
商 工 部	95,000	95,000	0
企 業 局	49,473,678	79,215,567	△ 29,741,889
水 道 部	7,013,491	7,548,585	△ 535,094
合 計	58,182,169	87,859,152	△ 29,676,983

(2) 項目別

(一般会計)

(単位:千円)

区分	事業名	平成5年度	平成4年度	増減	摘要
基	環境総合計画推進費	1,981	2,085	△ 104	大阪府新環境総合計画の普及・啓発 (環)
	公害基本対策費	24,627	22,933	1,694	(環)
	環境保全条例(仮称)検討費	3,169	3,000	169	(環)
	環境科学総合センター(仮称)基本構想推進費	5,000	3,000	2,000	(環)
	環境情報管理費	109,534	96,522	13,012	リモートセンシングによる環境監視システムの開発・運用等 (環)
本	公害監視センター運営費	202,303	201,025	1,278	管理運営費等 86,822
					検査分析機器等整備費 19,646
					大気、水質、騒音・振動検査業務費 59,942
					大気、水質調査研究費 9,114
					水質分析方法検討試験等在庫委託事業費 9,184
					酸性雨・酸性霧に関する調査研究費 3,328
					地球環境モニタリング推進事業費 3,152
					分析機器用高圧ガス安全設備整備費 8,537
					音環境デザインマニュアル作成費 1,780
					先行的研究事業費 800 (環)
施	泉州分室運営費	50,579	52,683	△ 2,104	(環)
	環境影響評価制度運営費	11,356	14,579	△ 3,223	(環)
	環境保全マニュアル利用促進事業費	200	0	200	(環)
策	関西国際空港環境監視機構運営費	25,940	25,474	466	関西国際空港環境監視機構の運営 関西国際空港環境監視事業 23,908 関西国際空港周辺地域植生等動態状況調査 2,032 (環)
	環境保全基金運営費	62,196	81,075	△ 18,879	地域環境保全活動推進事業 8,842 環境月間推進事業費 9,575 環境情報コーナー拡充事業費 940 環境教育推進事業費 5,509

(単位：千円)

区分	事業名	平成5年度	平成4年度	増減	摘要
基 本 的 施 策	環境保全基金運営費				環境ゼミナール開催事業費 1,290 環境ハンドブック作成事業費 4,000 庶家電リサイクルモデル事業費 4,200 ホテル育成事業費 7,020 親と子の環境講座開催事業費 700 水辺の観察会推進事業費 3,120 ソーラーカーレース等の開催事業費 12,000 (環)
	環境保全国際交流事業費	884	1,482	△ 598	(環)
	日中環境保全交流事業費	2,889	850	2,039	(環)
	働地球環境産業技術研究 機構事業推進費	21,791	70,036	△ 48,245	(環)
	国連環境計画 (UNEP) 国 際環境技術センター 支援推進費	36,832	45,572	△ 8,740	(環)
	地球環境問題研究調整 会議運営費	2,500	500	2,000	(環)
	地球環境技術展 (ニュー アース'93) 出展参加費	25,000	0	25,000	(環)
	環境総合指標開発費	400	0	400	(環)
	省資源・省エネルギーリ サイクル社会構築事業費	1,000	1,000	0	(環)
	オゾン層保護対策推進 事業費	670	0	670	(環)
	環境共生建築技術の調査	6,000	3,000	3,000	(建)
	二色の浜環境整備関連 公共事業費	2,327,000	1,409,000	918,000	(土)
	小計	2,921,851	2,033,816	888,035	

(単位：千円)

区分	事業名	平成5年度	平成4年度	増減	摘 要
自動車公害対策	自動車公害対策費	217,367	73,097	144,270	自動車排出ガス総量削減計画推進費 13,639 低公害車普及促進事業費 72,100 (うち12,000は環境保全基金運営費 で再計上) 中小企業低公害車購入資金特別融資 促進費 114,870 低公害車実用調査事業費 1,652 自動車公害対策費 4,952 (環) ハイブリッドバス導入費 22,154 (教委)
	自動車公害対策調査費	4,000	15,000	△ 11,000	ディーゼル車の排出ガス量調査費 (環)
	ノーマイカーデー推進 事業費	20,800	20,800	0	(環)
	交通公害対策費	4,950	4,950	0	交通量調査費 (公安)
	総合都市交通体系調査費	51,600	111,510	△ 59,910	(土)
	舗装道新設費	3,220,000	1,044,000	2,176,000	(土)
	舗装道補修費	5,790,511	5,644,631	145,880	(土)
	道路立体交差費	5,350,000	6,040,800	△ 690,800	(土)
	交通安全施設等整備費	3,462,328	3,007,938	454,390	交差点改良費 1,542,000 (土) 交通管制センターの拡充強化費 1,595,823 (公安) 地域制御エリア拡大費 256,977 (公安) 信号機の系統化事業費 67,528 (公安)
	小 計	18,121,556	15,962,726	2,158,830	
廃棄物対策	産業廃棄物処理指導 監督費	64,295	52,865	11,430	(環)
	一般廃棄物処理指導 監督費	7,657	7,658	△ 1	(環)
	産業廃棄物処理団体育成 事業費	700	700	0	(環)

(単位：千円)

区分	事業名	平成5年度	平成4年度	増減	摘要
廃棄物対策	広域廃棄物処分場整備促進費	36,839	601,349	△ 564,510	789 (環) 36,050 (土)
	みなと堺グリーンひろば管理運営費	15,000	15,000	0	(環)
	堺第7-3区護岸工事費	581,013	622,922	△ 41,909	(環)
	産業廃棄物広域処理対策事業費	8,000	0	8,000	(環)
	堺第7-3区暫定施設整備事業費	10,000	5,000	5,000	(環)
	産業廃棄物処理事業振興財団負担金	30,000	0	30,000	(環)
	ウェィストデータバンク整備事業費	17,277	21,684	△ 4,407	(環)
	大阪府域環境保全協議会運営事業費	1,145	1,145	0	(環)
	広域廃棄物受入監視事業費	3,635	8,408	△ 4,773	(環)
	廃棄物アセスメント推進事業費	315	3,400	△ 3,085	(環)
	廃棄物処理総合対策事業費	4,000	0	4,000	(環)
	産業廃棄物減量化・適正処理対策事業費	1,741	0	1,741	(環)
	廃棄物減量化対策推進事業費	9,066	7,317	1,749	(環)
	環境保全対策推進事業費	100,000	100,000	0	ばいじん集じん器灰の無害化処理施設整備補助金 (環)
	再生資源リサイクル促進事業費	15,000	0	15,000	(環)
	道路環境整備費	1,138,108	1,195,489	△ 57,381	(土)
公害取締対策費	95	95	0	(公安)	
小計	2,043,886	2,643,032	△ 599,146		
大気汚染対策・悪臭防止対策	大気汚染防止規制指導費	14,204	15,410	△ 1,206	大気汚染防止規制指導費 11,313 窒素酸化物総量規制推進事業費 1,427 悪臭防止規制指導費 1,464 (環)

(単位：千円)

区分	事業名	平成5年度	平成4年度	増減	摘要
大気汚染対策	窒素酸化物に関する調査研究費	1,494	4,000	△ 3,006	窒素酸化物排出削減対策事業費 (先端技術環境計測検討調査費)1,494 (環)
	大気汚染防止実施計画推進費	38,598	46,746	△ 8,148	大気汚染防止実施計画推進費 5,137 石綿(アスベスト)排出抑制推進事業費 1,205 季節大気汚染防止対策推進事業費 9,540 条例改正に伴う大気汚染防止対策推進事業費 13,110 微小粒子濃度等通年実測調査費 9,106 低NOx機器普及促進事業費 500 (環)
	光化学スモッグ対策費	3,525	3,326	199	発生源工場等実態調査費等 2,944 公害パトロール車等緊急時対策費 581 (環)
	大気汚染測定局整備費	57,132	54,547	2,585	測定機器等整備費 56,382 大気汚染常時測定局配置検討費 750 (環)
	大気汚染常時監視費	137,946	133,870	4,076	大気汚染常時監視費 130,372 国設大気汚染測定網管理費 3,121 立体気象データ予測式開発費 4,453 (環)
	大気汚染発生源テレメータ監視システム整備費	1,476	2,264	△ 788	大気汚染発生源常時監視システム整備事業費 (環)
	公害現況等調査費	3,170	3,159	11	浮遊粉じん環境調査費 1,051 関西国際空港周辺地域大気汚染状況解析費 2,119 (環)
	環境保全対策推進事業費	325,485	326,922	△ 1,437	ごみ焼却場公害防止装置運営管理補助金等 (環)
	小計	583,030	590,244	△ 7,214	
	水質汚濁対策	水質汚濁防止規制指導費	36,295	44,866	△ 8,571

(単位：千円)

区分	事業名	平成5年度	平成4年度	増減	摘要
水質汚濁対策					指定地域特定施設水質汚濁防止規制指導費 4,495 (環)
	発生負荷量管理等調査費	1,688	1,683	5	(環)
	(水辺の観察会推進事業費)	(3,120)	(3,100)	(20)	(環境保全基金運営費で再掲) (環)
	(ホテル育成事業費)	(7,020)	(8,400)	△ (1,380)	(環境保全基金運営費で再掲) (環)
	(親と子の環境講座開催事業費)	(700)	(700)	(0)	(環境保全基金運営費で再掲) (環)
	浄化槽の普及促進事業費	4,702	2,015	2,687	小型合併処理浄化槽設置整備事業費 (環) 「浄化槽の日」委託料(環・建)
	瀬戸内海栄養塩類削減対策費	6,717	6,630	87	富栄養化物質調査 (環)
	大阪湾水質浄化対策推進費	6,600	19,600	△ 13,000	(環)
	大阪湾臨海部水環境創造調査費	16,500	0	16,500	(環)
	公共用水域常時監視費	197,190	191,702	5,488	公共用水域常時監視費 194,457 広域総合水質調査費 1,374 ゴルフ場周辺河川等水質調査費 1,359 (環)
	水質汚濁常時監視施設整備費	2,938	1,543	1,395	河川水質自動観測局整備費(環)
	水質汚濁常時監視費	71,060	70,167	893	(環)
	下水道整備費	73,513,568	70,707,571	2,805,997	(土)
	河川環境整備費	816,726	707,934	108,792	(土)
	河川浄化費	740,000	729,000	11,000	(土)
	都市河川調査費	10,000	10,000	0	(土)
	港湾環境整備費	324,183	315,241	8,942	(土)
	船舶廃油処理場維持費	118,044	110,564	7,480	(土)
	公害取締対策費	1,298	1,298	0	水質検査委託料(公安)
小計	75,867,509	72,919,814	2,947,695		

(単位：千円)

区分	事業名	平成5年度	平成4年度	増減	摘 要
地盤環境保全対策	地盤沈下規制指導費	2,817	3,173	△ 356	工業用水法等施行費 (環)
	地盤沈下調査費	55,077	50,899	4,178	地盤沈下観測費 17,212 地下水採取実態調査 3,000 (環) 水準点測量費 34,865 (土)
	都市河川地盤沈下対策費	520,000	580,000	△ 60,000	(土)
	地下水質常時監視費	8,071	8,895	△ 824	地下水質常時監視費 6,385 飲用井戸水質監視費 1,686 (環)
	土壌汚染基礎調査費	315	0	315	(環)
	小 計	586,280	642,967	△ 56,687	
騒音・振動・航空機公害対策	騒音・振動規制指導費	6,963	5,730	1,233	騒音規制法等施行費 1,963 環境保全条例施行推進検討費 5,000 (環)
	騒音・振動調査対策費	2,730	7,069	△ 4,339	環境騒音モニタリング調査費 730 鉄軌道騒音振動対策実態調査費 2,000 (環)
	大阪国際空港周辺対策費	353,144	366,277	△ 13,133	緑地整備事業費 304,910 営業者資金あつ旋融資貸付金等 16,141 住宅等移転資金利子補給金等 12,793 環境基盤施設整備費補助金等 19,300 (環)
	航空機騒音防止校舎管理費	52,699	52,699	0	航空機騒音防止校舎冷暖房費 (教委)
	航空機公害実態調査費	12,561	10,767	1,794	航空機騒音調査費 10,777 航空機騒音常時監視システム設計検討費 1,784 (環)
	空港周辺整備機補助成費	771,904	599,192	172,712	事業資金貸付金 141,000 民家防音工事費補助金 630,904 (環)
	小 計	1,200,001	1,041,734	158,267	
	農林・水産・畜産公害対策	農作物公害研究費	8,700	4,701	3,999
環境保全型農業推進事業費	8,000	0	8,000	(農)	
ゴルフ場農業対策研究費	11,793	62,045	△ 50,252	(農)	

(単位：千円)

区分	事業名	平成5年度	平成4年度	増減	摘要
農林・水産・畜産公害対策	畜産公害研究費	2,400	3,172	△ 772	畜産環境保全対策試験 (農)
	畜産経営環境保全費	40,160	40,160	0	(農)
	漁業公害対策費	12,249	12,257	△ 8	漁場障害物除去事業費 12,000 油濁被害救済基金負担金 249 (農)
	漁業公害監視費	480	1,450	△ 970	(農)
	漁業公害研究費	12,728	13,986	△ 1,258	(農)
	水質障害対策事業費	303,871	261,903	41,968	(農)
	小計	400,381	399,674	707	
電波障害対策	電波障害防止対策費	971,815	1,124,268	△ 152,453	共同アンテナ設置費等 (教委) (建)
	小計	971,815	1,124,268	△ 152,453	
被害救済等	公害健康被害対策費	32,172	27,500	4,672	公害病認定患者死亡見舞金等 (環)
	苦情相談処理費	2,764	3,107	△ 343	(環)
	公害紛争処理費	1,552	1,628	△ 76	公害審査会運営費 (環)
	公害取締対策費	15,135	15,149	△ 14	公害関係事犯探証機器整備費(公安)
	小計	51,623	47,384	4,239	
助成と管理者制度	産業立地適正化融資資金貸付金	2,336,000	3,478,000	△ 1,142,000	(商)
	工場立地指導費	2,316	2,328	△ 12	(商)
	中小企業公害防止資金特別融資促進費	831,952	858,776	△ 26,824	融資目標 8億8千万円 貸付利率 年4.9% 貸付期間 有担保 10年以内 無担保 7年以内 利子補給 小企業 3.9% 中企業 2.9% (環)
	公害対策指導研究費	3,954	4,036	△ 82	(商)
	公害防止条例委任事務費	114,700	114,700	0	市町村交付金等 (環)

(単位：千円)

区分	事業名	平成5年度	平成4年度	増減	摘要
助成と 管理者 度	環境計量器登録事務費	8,718	8,085	633	(商)
	小計	3,297,640	4,465,925	△ 1,168,285	
環 境 保 健 対 策 費	公害影響調査費	9,222	8,589	633	大気汚染による住民健康調査費(環)
	光化学スモッグ対策費	134	143	△ 9	光化学スモッグ影響調査費(環)
	食品安全対策事業費	21,128	19,133	1,995	主要食品中の重金属等調査費 14,828 輸入牛残留農薬検査費 1,300 輸入農産物残留農薬検査費 5,000(環)
	公害衛生研究費	913	913	0	(環)
	公害保健調査研究体制整備費	996	1,067	△ 71	環境保健体制整備調査事業費 224 アスベスト対策関係事業費 772(環)
	保健所公害業務費	2,943	3,109	△ 166	(環)
	こどもの健康調査費	6,600	0	6,600	(教委)
	小計	41,936	32,954	8,982	
	自 然 環 境 保 全 対 策	自然環境保全費	1,064,413	646,247	418,166
府民の森整備費		1,551,236	714,424	836,812	(農)
みどりの総合調査事業費		59,288	61,288	△ 2,000	(農)
森林造成事業費		300,158	267,240	32,918	(農)
府営林整備事業費		172,315	169,551	2,764	(農)
鳥獣保護対策費		33,826	45,922	△ 12,096	(農)
保安林整備事業費		91,468	89,431	2,037	(農)
栽培漁業推進事業費		26,506	25,815	691	(農)
内水面増殖事業費		10,300	10,343	△ 43	淡水生物増殖試験費(農)
自然海浜保全地区管理費		3,743	4,373	△ 630	(環)
魚礁設置事業費	31,052	24,224	6,828	(農)	

(単位:千円)

区分	事業名	平成5年度	平成4年度	増減	摘要
自然環境保全対策	渚の生態的機能定量化に関する調査研究費	5,500	2,500	3,000	(農)
	サツキマス自然再生事業	3,000	0	3,000	(農)
	内水面振興対策事業	3,500	3,500	0	(農)
	淀川魚類資源動態調査費	4,900	0	4,900	(農)
	小計	3,361,205	2,064,858	1,296,347	
歴史的文化的環境の保全	文化財保存指導費	1,408	1,455	△ 47	(教委)
	文化財資料等整備費	5,511	5,796	△ 285	(教委)
	指定文化財等管理費	8,152	8,000	152	(教委)
	府有史跡等管理費	4,090	4,659	△ 569	(教委)
	銃砲刀剣審査登録費	824	824	0	(教委)
	泉北考古資料館等運営費	10,342	10,190	152	(教委)
	近つ飛鳥風土記の丘管理費	16,576	15,695	881	(教委)
	文化財保護啓発費	2,040	2,009	31	(教委)
	発掘調査出土物整理費	7,508	7,335	173	(教委)
	埋蔵文化財緊急調査費	37,350	31,654	5,696	(教委)
	池上曾根遺跡環境整備事業費	5,000	5,000	0	(教委)
	大阪府立弥生文化博物館管理運営費	265,878	795,206	△ 529,328	(教委)
	大阪府立近つ飛鳥博物館建設・風土記の丘整備事業費	3,992,869	1,685,933	2,306,936	(教委)
	指定文化財保存事業費	310,987	356,525	△ 45,538	(教委)
	「修羅」保存管理・運搬委託事業費	9,759	5,113	4,646	(教委)
有形文化財無形文化財等総合調査費	3,024	1,526	1,498	(教委)	
高等学校埋蔵文化財調査費	687,739	63,730	624,009	(教委)	

(単位：千円)

区分	事業名	平成5年度	平成4年度	増減	備要
歴史的・文化的 環境の保全	文化財調査事務所建設事業費	417,319	3,140	414,179	(教委)
	小計	5,786,376	3,003,790	2,782,586	
快	オアシス構想推進事業費	1,018,460	681,580	336,880	(農)
	国営淀川河川公園整備負担金	451,585	480,774	△ 29,189	(土)
	河川環境整備費	4,292,311	4,410,425	△ 118,114	(土)
	府立花の文化園管理運営費	424,098	413,833	10,265	(農)
	環境緑化推進費	453,423	541,557	△ 88,129	433,423 (農) 20,000 (土)
	緑化推進対策費	89,789	90,635	△ 846	(農)
	緑道整備費	1,340,000	780,000	560,000	(土)
	公園緑地整備費	11,679,800	12,272,126	△ 592,326	11,655,900 (土) 23,900 (建)
	公園緑地整備補助金	134,800	448,400	△ 313,600	(土)
	公園・都市緑化振興費	210,500	210,500	0	(土)
境	府道緑化推進費	1,707,577	1,635,651	71,926	(土)
	大阪施設緑化賞(みどりの景観賞)	3,000	3,000	0	(建)
	既存府営住宅の緑化	103,000	103,000	0	(建)
	学園の森整備費	40,000	40,000	0	(教委)
造	共同溝・キャブシステム整備費	251,000	780,500	△ 529,500	(土)
	広告物指導調査費	23,167	35,516	△ 12,349	(土)
	美しい景観づくり推進事業費	12,100	15,000	△ 2,900	(建)
	まちづくり推進事業費	2,000	2,000	0	(土) (建)
	大阪都市景観建築賞(大阪まちなみ賞)	1,500	1,500	0	(建)
	小計	22,238,115	22,945,997	△ 707,882	
	合計	137,473,204	129,919,183	7,554,021	

(特別会計)

(単位：千円)

区分	事業名	平成5年度	平成4年度	増減	摘要
基本的 施策	関西国際空港総合環境 センター運営費	147,986	146,519	1,467	(企業)
	二色の浜環境整備 事業費	1,994,217	3,874,244	△1,880,027	(企業)
	南大阪湾岸整備 事業費	47,331,475	75,194,804	△27,863,329	(企業)
水対 質汚 濁策	浄水場排水処理施設 管 理 費	1,025,907	1,020,761	5,146	水道事業会計 (水) 工業用水道事業会計
地保 健全 環境策	地盤沈下対策事業費	5,987,584	6,527,824	△540,240	工業用水道事業会計 (水)
助制 成と 管 理 者 度	公害防止資金貸付金	85,000	85,000	0	(商)
	公害防止設備貸与 事業費	10,000	10,000	0	(商)
	市町村施設整備資金 貸 付 金	1,600,000	1,000,000	600,000	(総)
合 計		58,182,169	87,859,152	△29,676,983	

(備考)

- 増減欄の△の数字は負数を示す。
- 摘要欄()内は担当部局を示す。

(総) …………… 総 務 部	(建) …………… 建 築 部
(環) …………… 環境保健部	(企業) …………… 企 業 局
(商) …………… 商 工 部	(水) …………… 水 道 部
(農) …………… 農林水産部	(教委) …………… 教 育 委 員 会
(土) …………… 土 木 部	(公安) …………… 公 安 委 員 会